

平成24年7月30日
群馬行政評価事務所

「自動体外式除細動器（AED）の設置、 維持管理及び使用に関する調査」の結果

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象とし、主として合规性、適正性、有効性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

本調査は、総務省群馬行政評価事務所が、平成24年4月から平成24年7月にかけて実地に調査した結果に基づき、県内の国の行政機関等に対して平成24年7月30日（月）に改善意見を通知しました。

【本件照会先】

総務省群馬行政評価事務所

評価監視官 出井 邦夫

評価監視調査官 武一 典幸

電話：027-221-1648

FAX：027-221-1649

E-mail: gunma10@soumu.go.jp

自動体外式除細動器(AED)の設置、維持管理及び使用に関する調査

調査の背景

○ 自動体外式除細動器(AED)については、平成16年の厚生労働省の通知以降、救命の現場に居合わせた一般市民がAEDを使用しても、医師法違反には該当しない。

○ 医療機関のほか、学校、駅、商業施設等で急速にAEDの設置が普及。

・平成22年12月販売累計台数約33万台のうち、医療・消防機関以外への販売台数は約25万台

○ AEDの設置については、法的義務付けはなく、設置の詳細は不明。

○ 心肺停止者が出た施設にAEDが設置されていない例。

○ AEDの故障などにより、緊急時に使用できなかった事例等が発生。

調査の項目

1 国の庁舎等の施設におけるAEDの設置、維持管理及び使用等の状況

・前橋地方法務局、前橋地方検察庁、前橋財務事務所、前橋・高崎・桐生税務署、関東森林管理局、群馬労働局等 計44機関(施設)

2 地方公共団体関連施設及び民間施設等におけるAEDの設置、維持管理及び使用等の状況

・地方公共団体、民間企業等 計53施設

処理

改善事項を関係行政機関に通知(所見表示)

調査結果(実態)を公表

＜調査の視点と制度の概要等＞

1 AEDの設置

- ・ 施設利用者等にAEDの存在を周知するためには、施設入口にAED設置施設であることを表示することが望ましい。
- ・ AEDを設置する場合は、入口付近など誰もが分かりやすく使いやすい場所とすることが望ましい。

2 AEDの維持管理

- ・ 厚生労働省は、電極パッドには使用期限、バッテリーには寿命があるため、これら消耗品の交換時期を把握し、適切に交換することが必要としている。
- ・ 厚生労働省は、AEDを日常的に点検し、記録することが必要としている。

3 AEDの使用に関する講習

- ・ AED設置施設に勤務する職員は、救急時に対応できるように、講習を受けることが望ましいとされている。
- ・ 講習は、「2年から3年間隔での定期的な再受講」が望ましいとされている。

4 AEDの一般財団法人日本救急医療財団への登録等

- ・ 同財団は、施設利用者等がAEDの設置をあらかじめ把握できるよう、販売業者を通じて、AEDの設置情報を登録し、ホームページで公開している。
- ・ 厚生労働省は、財団への登録を呼びかけている。

1 国の庁舎等の施設におけるAEDの設置、維持管理及び使用等の状況

調査結果の概要

- 1 AEDの設置(44機関(施設)調査)
 - i) 施設入口などにAED設置施設の表示がない(13施設) [29.5%]。
 - ii) AEDが一見して分かりにくく使いづらいと思われる場所に設置している(4施設) [9.1%]。
- 2 AEDの維持管理(44機関(施設)調査)
 - i) 調査時に電極パッドの使用期限が切れていた(4施設) [9.1%]。
 - ii) 日常的点検未実施(14施設) [31.8%]、点検担当者未配置(12施設) [27.3%]。
- 3 AEDの使用に関する講習(44機関(施設)調査)
 - i) 販売業者から担当者が説明を受けたのみで、他の職員にAEDの使用法等を周知していない(1施設) [2.3%]。
- 4 AEDの一般財団法人日本救急医療財団への登録(44機関(施設)調査)
 - i) AED設置情報を財団に登録していない(2施設) [4.5%]。

主な所見表示

関係行政機関は、AEDの適切な設置、維持管理等を図る観点から、次のような措置を講ずることが望ましい。

- 1 AEDの設置に当たっては、入口等にAED設置施設であることを掲示し、誰もが分かりやすく使いやすい場所に設置すること。
- 2 AEDの維持管理については、点検担当者を配置し、日常的に点検を実施し、点検結果を記録することを励行するとともに、消耗品等の期限切れがないよう、管理を徹底すること。
- 3 講習の受講については、可能な限り、消防機関等が実施する普通救命講習を受講する機会を設け、職員に対し講習を受講させること。
- 4 財団に未登録の機関については速やかに登録を実施すること。

2 地方公共団体関連施設及び民間施設等におけるAEDの設置、維持管理及び使用等の状況

調査結果の概要 — 実態 —

1 AEDの設置（53施設実地調査）

- i) 施設入口などにAED設置施設の表示がない(19施設)〔35.8%〕。
- ii) AEDを一見して発見できない、又は目に付きにくい場所に設置している(18施設)〔34.0%〕。
- iii) AEDを一見して発見できない、又は目に付きにくい場所に設置している上、施設入口などにAED設置施設である表示がない(10施設)〔18.9%〕。

2 AEDの維持管理（53施設実地調査）

- i) 電極パッドの使用期限が切れていた(7施設)〔13.2%〕、バッテリーの交換期限を経過していた(1施設)〔1.9%〕。
- ii) 消耗品の交換期限を示す表示ラベルの記載内容を更新していない、又は記載誤りがある(7施設)〔13.2%〕、表示ラベルが取り付けられていない(8施設)〔15.1%〕。
- iii) 日常的点検未実施、又は定期的な実施なし(11施設)〔20.8%〕

3 AEDの使用に関する講習（53施設実地調査）

- i) 点検担当者が3年以上講習を受講していない(3施設)〔5.7%〕。

4 AEDの一般財団法人日本救急医療財団への登録及びホームページ公表（53施設実地調査）

- i) AED設置情報を財団に登録していない(24施設)〔45.3%〕。
- ii) 自身のホームページ(地方公共団体のホームページを含む。)でAED設置施設であることを公表している(35施設)〔66.0%〕。

5 AEDの使用状況（53施設実地調査）

- i) AEDの使用は、4施設〔7.5%〕でみられた。

参考資料

資料1 自動体外式除細動器(AED)について

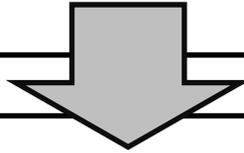
資料2 心肺機能停止傷病者全搬送人員のうち、一般市民により除細動が実施された件数

資料3 AEDの設置状況

資料4 AEDの点検をしていますか？(厚生労働省のホームページより)

自動体外式除細動器(AED)とは

- 心臓が心室細動を起こし心停止になった場合に、心臓に電気ショックを与え、心臓を正常に戻す(除細動する)医療機器
- AEDは、薬事法(昭和35年法律第145号)の「高度管理医療機器」及び「特定保守管理医療機器」に指定(平成16年厚生労働省告示第297、298号)
 - ・「高度管理医療機器」(薬事法第2条第5項)
医療機器であつて、副作用又は機能の障害が生じた場合(適正な使用目的に従い適正に使用された場合に限る。)において人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあることからその適切な管理が必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するもの。
 - ・「特定保守管理医療機器」(同法第2条第8項)
医療機器のうち、保守点検、修理その他の管理に専門的な知識及び技能を必要とすることからその適正な管理が行われなければ疾病の診断、治療又は予防に重大な影響を与えるおそれがあるものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するもの。
- AEDの使用は医療行為であるため、①医師、②医師の指示の下での看護師、③救命救急士等の使用に限定

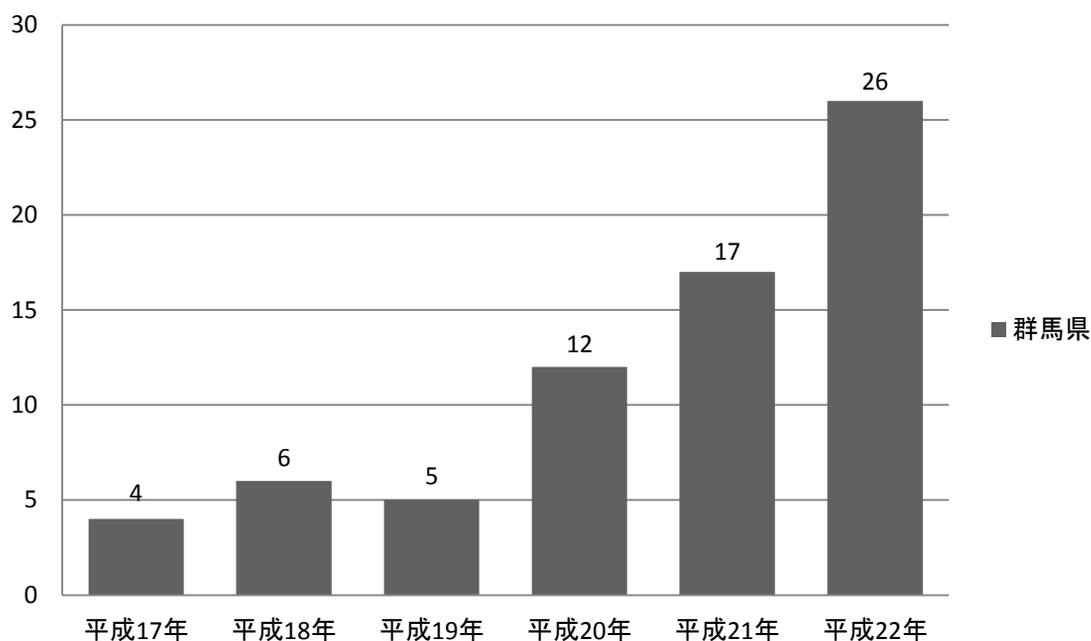


- しかし、平成16年7月、厚生労働省通知により、一定条件の下、非医療従事者もAEDの使用が可能
(参考)「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について」(抜粋)
(平成16年7月1日付け医政発第0701001号、厚生労働省医政局通知)
 - 1 AEDを用いた除細動の医行為
心室細動及び無脈性心室頻拍による心停止者に対するAEDの使用については、医行為に該当するものであり、医師でない者が反復継続する意思をもって行えば、基本的には、医師法(昭和23年法律第201号)第17条違反となるものであること。
 - 2 非医療従事者によるAEDの使用
 - ・救命の現場に居合わせた一般市民がAEDを用いることは、一般的に反復継続性が認められず、医師法違反にはならないものと考えられる。
 - ・一方、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待、想定されている者がAEDを用いても医師法違反とならないものとされるための条件は、以下の4条件によるものとする。
 - ① 医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること。
 - ② 使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること。
 - ③ 使用者が、AED使用に必要な講習を受けていること。
 - ④ 使用されるAEDが、医療機器として薬事法上の承認を得ていること。

心肺機能停止傷病者全搬送人員のうち、一般市民により除細動が実施された件数

- 心肺機能停止傷病全搬送人員のうち、一般市民により除細動が実施された件数は、年々増加している。
- 群馬県における一般市民により除細動が実施された件数は、平成17年は4件であったところ、平成22年は26件となっている。

表 心肺機能停止傷病者全搬送人員のうち、一般市民により除細動が実施された件数



(件)

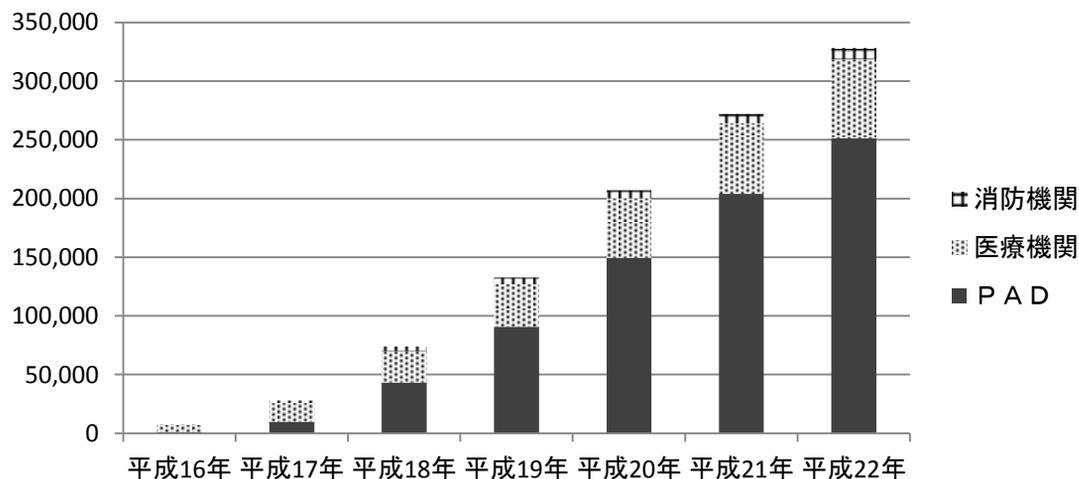
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
群馬県	4	6	5	12	17	26
全国	92	264	486	807	1,007	1,298

(注) 総務省消防庁の資料に基づき当事務所にて作成。

AEDの設置状況

- AEDの個別の設置箇所や設置台数は把握できていない。
- 厚生労働省科学研究費補助金を活用した研究結果(注)によると、AED販売台数(累計)は延べ32万8,321台(平成22年12月現在)。これらのうち、一般市民が利用可能な除細動器(PAD(Public Access Defibrillation))は延べ25万1,030台(77%)であり、群馬県におけるPADの設置数は、4,420台である。

表 年別AEDの普及状況



	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
PAD	1,097	9,906	43,212	90,805	149,318	203,924	251,030
医療機関	5,946	15,766	26,659	36,097	50,754	60,132	67,647
消防機関	108	2,179	4,047	5,746	6,923	7,964	9,644

表 群馬県におけるPADの設置数の推移

	(台)		
	平成20年	平成21年	平成22年
群馬県	2,516	3,417	4,420

(注) 「循環器疾患等の救命率向上に資する効果的な救急蘇生法の普及啓発に関する研究」
 研究代表者: 丸川征四郎(医療法人 医誠会 医誠会病院)
 研究期間: 平成21年4月1日～24年3月31日の3年間

AEDの点検をしていますか？



緊急時に、AED(自動体外式除細動器)を正常にご使用いただくために、日頃からAEDの点検をお願いします。また、バッテリー等には使用期限や寿命があり、設置してから日時が経過している場合には、注意が必要です。

いざというときに、AEDをきちんと使用できるように、AEDの設置者は、特に以下の点に注意して、日常点検等を実施して下さい。

1. インジケータの確認

AEDには、AEDが正常かどうかを示すインジケータ*が付いています。

点検担当者は、日常点検として、このインジケータの表示を日常的に確認・記録しましょう。

* AEDの状態を確認するためのランプや画面

2. 電極パッドやバッテリーの交換

AEDの電極パッドやバッテリーには、使用期限や寿命があります。

AEDを正常に作動させるために、これらの消耗品の交換時期を表示ラベル*で把握し、適切に交換しましょう。

* 各製造販売会社より、購入店等を通じて提供されます。

※ 以上の日常点検や消耗品の交換などについてご不明な点は、お手持ちのAEDの購入店やメーカーにお問い合わせ下さい。

製造販売業者	大宇ジャパン株式会社	日本光電工業株式会社	日本メトロニック株式会社	株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン	アドミス株式会社	オムロンヘルスケア株式会社
製品名	パラメディック (Paramedic) アイパッド (IPAD)	カルジオライフ (cardiolife)	ライフパック (LIFEPAK)	ハートスタート (HEARTSTART)	ZOLL AED Plus 半自動除細動器	パワーハートG3 HDF-3000
お問い合わせ先	0120-910-256 又は 03-3224-7143	AED保守受付 センター 0120-233-821	ライフパック お客様センター 0120-715-545	AEDコール センター 0120-802-337	AEDコール センター 0800-222-0889	AEDカスタマー サポート センター 0120-401-066
ホームページ (URL)	http://aed.dae.woo.co.jp/	http://www.aed-life.com/	http://www.metronic-lifepak.com/	http://www.philips.co.jp/	http://www.admis.co.jp/	http://www.aed.omron.co.jp/

《AEDの設置情報登録のお願い》

AEDの設置に関する情報は、AEDの設置場所の把握や、メーカーから設置者の皆様にお手持ちのAEDに関する重要な安全性情報を提供するために、とても重要です。

AEDを適切に管理するためにも、未登録のAEDをお持ちの場合、新規設置時及び設置場所の変更時等には、設置情報登録にご協力下さい。(登録した情報は、非公開とすることも可能です。)

※ 設置情報登録の方法は、お手持ちのAEDの購入店やメーカー(上記参照)にお問い合わせ下さい。

(参考)財団法人日本救急医療財団 AED設置場所検索 <http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために

(問い合わせ先)

厚生労働省医薬食品局安全対策課 電話:03-5253-1111(代表)

AEDの管理等についての詳細は、厚生労働省HPをご覧ください。

URL: <http://www.mhlw.go.jp/>